○環境省告示第百七十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）附則第四条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第七条の九第一項の規定に基づき、事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月二十五日

環境大臣　長浜　博行

事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第四条の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第七条の九第一項の環境大臣が定める要件は、日本工業規格K〇〇五八―一に定める方法により作成した当該廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこととする。

○関東地方整備局告示第四百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市田尻二丁目一三四番一から同市鬼高三丁目七六三番一まで	前	七六・九メートル
	後	七六・九メートル～一六三・五八メートル
	前	〇・〇五九キロメートル
	後	〇・〇五九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻一丁目四二四番七地先から同市鬼高三丁目七六三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十五日

○北陸地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小松市花坂町長坂一五番一から同市花坂町チ一一一番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十五日

○北陸地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	小千谷市大字稚生字吉尾甲一五九八番五から同市大字稚生字吉尾甲一六〇七番まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十五日

○中部地方整備局告示第二百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	中津川市山口二八九七番六から同市山口二三八六番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十五日

○中部地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	春日井市勝川町五丁目一一四番から同市勝川町九丁目一一番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月二十五日

○北海道開発局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十五日

北海道開発局長　関　博之

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・二号中央通及び三・四・五号駅前通

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道上磯郡木古内町字本町地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十五日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県豊見城市字高安西原、高安原、前原並びに字宜保前原地内

使用の部分　なし